

豊橋市給水器設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市給水器設置補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、交換式のタンク又は水道管等から冷水等を供給する機器（以下「給水器」という。）を設置し、広く市民等が無料で給水できる場所（以下「無料給水スポット」という。）を提供する事業者等に対して、その経費の一部を補助することで、マイボトル等の利用促進を図り、もってペットボトル等の使い捨てプラスチックの削減に資することを目的とする。

(補助対象要件)

第3条 補助金は、給水器の設置（以下「補助事業」という。）を実施する者で、次の各号の要件の全てを満たすもの（以下「補助事業者」という。）に限り、予算の範囲内で交付する。

- (1) 市内に本店、支店その他の事業所等（以下「事業所等」という。）を有する者
- (2) 給水器は、補助金の目的に従い、無料給水スポットとして、補助事業者の有する市内の事業所等に設置することとし、その利用を特定の者に限定しないこと。
- (3) 給水器は、マイボトル等での給水が可能なものを設置すること。
- (4) 給水器の使用に伴う水道料金、電気料金、維持管理費用、及び故障等に対応するための修繕費用は補助事業者が全て負担すること。
- (5) 給水器に附属してメーターを設置する等給水量が確認できること。
- (6) 補助金を利用して給水器を設置した事業所等を無料給水スポットとして、豊橋市がホームページ等へ住所等を掲載することを認めること。
- (7) 豊橋市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、給水器(附属メーターを含む。)の購入経費及び設置工事費とする。ただし、購入経費及び設置工事費に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費から除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額の上限は、給水器1台当たり10万円とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付の対象となる給水器の数は、原則として1事業所等につき1基とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊橋市給水器設置補助金交付申請書(様式第1。以下「交付申請書」という。)に、次の書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 注文請書その他の金額がわかるものの写し

(2) 給水器の仕様及び構造の分かる書類

(3) 給水器の設置場所を示す地図(敷地及び建物内設置場所が分かるもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、毎年度先着順に交付申請書を受け付けるものとする。ただし、受け付けた交付申請書に係る補助金交付申請額の総額が予算の範囲内の額を超えた場合は、その受付を終了することができる。

2 市長は、受け付けた交付申請書について、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否について決定するものとする。

3 市長は、補助金を交付する決定(以下「交付決定」という。)をしたときは豊橋市給水器設置補助金交付決定通知書(様式第2。以下「決定通知書」という。)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(給水器の設置)

第8条 補助事業は、決定通知書に記載された交付決定日以後に着手しなければならない。

2 補助事業者は、別に定める日までに補助事業を完了しなければならない。

(計画変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに豊橋市給水器設置補助金事業計画変更申請書(様式第3)(以下「変更申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請についてその内容を審査し適当であると認めるときは、豊橋市給水器設置補助金変更決定通知書(様式第4)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後別に定める日までに、豊橋市給水器設置補助金実績報告書(様式第5)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し(補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの。)
- (2) 給水器の設置状況を示すカラー写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊橋市給水器補助金確定通知書(様式第6)により当該補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により補助金の額の通知を受けた設置者は、豊橋市給水器設置費補助金請求書(様式第7)を市長に提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(現地調査等)

第13条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(取得財産等の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了日から3年間、善良なる管理者の注意をもって給水器を管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る給水器を前項に定める期間内において、市長の承認を受けず、補助金の目的に反する使用を行い、又は売却、譲渡、交換、廃棄、貸付け、若しくは担保に供する処分等(以下「財産処分」という。)をしてはならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定する市長の承認を受けようとする場合には、その旨をあらかじめ処分承認申請書(様式第8)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、財産処分を承認しようとするときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。
- 5 補助事業者は、第1項に定められた期間内に給水器の適正な運用を図る上で必要な管理及び運用に関する変更を行う場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

(交付決定及び補助金交付額の確定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が本要綱に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、第10条に規定する補助金交付額の確定があった後においても適用がある

ものとする。

(申請書類等の取扱い)

第 16 条 本補助事業において補助事業者から提出された申請書類等は返却しない。ただし、市長が返却が必要であると認めるときはこの限りでない。

(協力)

第 17 条 市長は、補助事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 市への給水量の報告

(2) 無料給水スポットの広報

(3) その他協力が必要な事項

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。